

## 国民健康保険健康増進事業 第19回町民パークゴルフ大会 参加者募集

### 誰でも気軽に楽しめるパークゴルフで、健康づくり！

木古内町国民健康保険事業では、下記のとおり健康増進のためのパークゴルフ大会を開催します。  
新型コロナウイルスの影響による外出自粛により、生活が不活発になるなどの健康影響が危惧されていますので、この機会にぜひご参加ください。


- 日 時 8月23日(日) 受付開始：午前8時30分 開会式：午前8時45分(雨天決行)  
※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期または中止する場合があります。
- 会 場 佐女川農村公園「フォレストパーク・りろない」パークゴルフ場
- 参加資格 町内在住で20歳以上の方
- 参加料 一人500円(ただし、国民健康保険・後期高齢者医療被保険者は無料)
- 参加定員 80名(定員になりしだい締め切ります。)
- 競技内容 個人戦 男子の部【一般の部(74歳以下)：シニアの部(75歳以上)】  
女子の部
- 参加申込 パークゴルフ場、スポーツセンターへお申し込み下さい。
- 申込締切 8月17日(月)
- その他 ・競技中発生したケガ等の応急処置については対応しますが、その他の処置につきましては本人負担とし、以降の責任は負うことはできませんのでご承知おき願います。  
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に留意しご参加願います。
- お問い合わせ スポーツセンター ☎01392-2-4000  
パークゴルフ場 ☎01392-2-2545

## 不法投棄・ごみのポイ捨ては 犯罪です

### 懲役刑・罰金刑が科されます


「これくらいのごみなら…」と、ところ構わずごみを捨てているあなた。それは、犯罪です。  
個人の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(両方の場合もあり)、法人の場合、3億円以下の罰金刑が科されます。捨てられたごみがきっかけで、キツネや熊などが人里まで下りてきて、思わぬ被害が発生するかも知れません。  
町では、パトロールや監視カメラで不法投棄を監視しています。きちんとごみ処理をして、きれいな町づくりにご協力を！

- お問い合わせ  
町民課住民グループ ☎01392-2-3131



### 消費税及び地方消費税 (個人事業者)の中間申告と納付

個人事業者の方で、令和元年分の確定消費税率(地方消費税額は含みません。)が48万円を超える方は、中間申告と納付が必要です。



中間申告と納付の期限は  
令和2年8月31日(月)です。  
申告にはe-Taxを!

振替納税をご利用の方の振替日は、令和2年9月28日(月)です。  
新型コロナウイルス感染症に関連した提出期限の延長や納税の猶予などの税務上の取り扱いについては、国税庁ホームページをご覧ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス  
(<https://www.nta.go.jp>)